

名張市道路路面復旧基準

令和4年6月20日制定

令和5年4月1日施行

この基準は、道路の占用許可又は道路工事施工承認に伴い、道路路面を掘削した場合における道路路面復旧基準を定めるものである。

第1 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 舗装とは、路面がコンクリート又は、アスファルトによるもので本舗装又は仮舗装の2種類をいう。
2. 仮舗装とは、掘削した箇所について、掘削幅に対して簡易な舗装（舗装厚3cm程度）を行うことをいう。
3. 本舗装とは、仮舗装後に適切な養生期間をおき、当該路面復旧基準により舗装復旧を行うことをいう。
4. 道路の占有者等とは、道路の占用許可又は道路工事施工承認を受けた者をいう。

第2 一般事項

道路路面の復旧工事は、次の各号により施工するものとする。

1. 道路の占有者等は、市道を掘削した場合にかかる費用を自己の負担で全額負担し、仮舗装及び本舗装を速やかに行うものとする。
2. 道路の占有等は、掘削した箇所について、原則として、直ちに仮舗装を施工しなければならない。ただし、道路管理者が当該掘削箇所の現状等（乗入以外の歩道、行止り又は幅員3m未満の市道等）を勘案し、事故の危険等がないと判断するときは、仮舗装を行わず、本舗装を実施することができる。
3. 道路の占有者等は、仮舗装が完了した後に適切な養生期間をおき、速やかに本舗装を施工しなければならない。
4. 既存道路に路面標示があるときは、原形復旧するものとする。
5. 道路の占有者等は、工事中、工事完了後及び市に引き継ぐまでの期間、路面等を清掃し、現場の安全管理に留意し、管理しなければならない。

6. 本舗装が完了したときは、速やかに工事完成届に工事写真を添えて提出することとし、検査を受けた後、市に引き継ぐものとする。
7. 瑕疵担保期間は、完成届受理日から3年間とし、この期間内において、路面が沈下又は破損した場合は、道路の占有者等において再復旧しなければならない。ただし、道路の占有工事及び道路の承認工事以外の事由により発生したものはこの限りではない。
8. 上下水道工事等の複数の市道で、道路の占有工事（面整備）を行う場合は、仮舗装完成後に本舗装の範囲について道路管理者と協議を行うものとする。
9. 道路の舗装完了後、原則として、3年以内の掘削は許可しない。ただし、事故、災害その他により、緊急を要する場合及び給水の引き込み等の予測できないものについては、この限りではない。
10. 工事に起因して市道及び付属物を破損した場合は、道路の占有者等において、速やかに復旧すること。
11. 同一路線で、複数の道路占有工事等が発生する場合は、各占有者等において、連続して工事施工するように工程調整を行い、現場の安全管理をしなければならない。

第3 復旧基準

路面復旧は、原則的に既存断面に準ずるものとし、下記に示す復旧基準によるものとする。

・未舗装道路

(1) 埋戻し

掘削後の埋戻しは、埋坑内の水等を排除し、各層（層厚は原則として20cm以内）ごとにタンバ等適当な締固め機械で十分締固めすること。

埋戻し材料は、切込砕石又は再生砕石（最大粒径40mm以下）若しくは良質な発生土を使用するものとする。

(2) 砕石舗装工

掘削幅に両側20cmを加え、層厚は10cm以上とし、切込砕石又は再生砕石（最大粒径40mm以下）を使用し、適当な転圧機械で締固めすること。

・アスファルト舗装道路、コンクリート舗装道路

(1) 掘削

舗装の取り壊しは、必要最小限の幅をコンクリートカッターを用い

て切断し、掘削すること。

(2) 埋戻し

掘削後の埋戻しは、埋坑内の水等を排除し、各層（層厚は原則として20cm以内）ごとにタンパ等適当な締固め機械で十分締固めすること。

埋戻し材料は、切込砕石又は再生砕石（最大粒径40mm以下）を使用すること。

(3) 仮舗装

仮舗装は、表層厚3cmを標準とする。表層厚は、現状の交通量等で適切に判断し施工すること。

(4) 路盤工

下層路盤工、コンクリート舗装路盤工は、切込砕石又は再生砕石（最大粒径40mm以下）を使用し、一層の転圧厚さは20cm以内とする。

上層路盤工は粒調砕石（最大粒径30mm以下）を使用し、一層の転圧厚さは15cm以内とする。

路盤厚並びに掘削影響部分の復旧幅は、別図に示すとおりとする。

(5) 本舗装

アスファルト舗装は、表層については密粒度、基層については粗粒度の加熱アスファルト混合物により舗装すること。

コンクリート舗装は、呼び強度18（N/mm²）スランプ8cm粗骨材の最大寸法25mmのコンクリートにより舗装すること。

路面の復旧については下記に示す基準で復旧し、掘削影響部分の復旧幅は、別図に示すとおりとする。

道路幅員4m以下の場合は全幅を、4mを超えるものについては、その中央まで行うこととし、掘削影響部分が中央をまたぐ場合は全幅舗装とする。

複数の横断占用箇所については、掘削影響部分同士の間隔が5m未満となる場合は、その間隔も含めた範囲を本舗装するものとする。

引込等の道路横断する部分の車道の復旧方法については、道路幅員4m以上の道路の場合は、縦断方向の復旧幅を3m以上とする。

舗装厚は、別図に示す構成とするが、既存の舗装構成と大きく異なる場合は道路管理者と協議を行うものとする。

なお、コンクリート舗装による復旧については、既設舗装面と復旧舗装面のすり付け方法並びに表面がアスファルト舗装によりオーバーレイされている場合は、占用者等と道路管理者の協議により決定する

ものとする。

その他、復旧幅に疑義がある場合は占有者等と道路管理者の協議により決定するものとする。

第4 引込管等

(1) 掘削等

掘削等は、舗装種別ごとに各項に準じ復旧するものとし、掘削影響部分の復旧幅は別図に示すとおりとする。

(2) 仮舗装

仮舗装は、第2 一般事項2 項及び第3 アスファルト舗装道路、コンクリート舗装道路復旧基準(3) のとおりとする。

(3) 本舗装

本舗装は、舗装種別ごとに各項に準じ復旧するものとし、舗装構成等については、別図に示すとおりとする。

本舗装の施工時期については、仮舗装後に原則として概ね30日間以上の養生期間を置いて行うこと。